

県盛土安全推進室への 事前相談はお済みですか？

「盛土規制法」の事前相談を行わないと、農地転用許可が遅れる可能性があります。
以下のステップに従って確認してください

なぜ事前相談が必要なのか？

群馬県では2025年5月26日から盛土規制法の運用を開始しました。

農地転用事業がこの法律の規制対象となるか確認するため、県盛土安全推進室への事前相談が必要になります。

農地転用許可申請前に必ず事前相談をお願いします。

※ 既に農地転用許可申請済の場合は、至急県盛土安全推進室に事前相談をお願いします。

※ 事前相談が不要であるケースもあります。詳細は裏面をご覧ください。

① 事業計画
農地転用を計画

② 事前相談
県盛土安全推進室へ

③ 農地転用許可申請
農業委員会へ

【重要】盛土許可見込みが確認できない場合は、農地転用許可ができません。

○農地法第5条第2項

前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができない。…（以下略）

一～二（略）

三 ……（中略）…その他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

○農地法施行規則第57条

法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一（略）

二 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかつたこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。

盛土規制法の許可対象規模の表

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

要件					＜一時的な土石の堆積＞ 例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等	
①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にし、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、②を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図	イメージ図	イメージ図	イメージ図	イメージ図	イメージ図	イメージ図

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

相談方法

1

書類の準備

位置図及び盛土・切土又は土石の堆積の規模が分かる資料（土地の平面図、断面図等）を準備

2

メール作成

裏面「メール文例」を参考にメール作成

3

送付

準備した書類を添付し、
morido@pref.gunma.lg.jp へ送信

事前相談を省略できる場合があります。

盛土規制法の許可対象規模に該当する工事を行わないことが明らかな場合には、事前相談を省略できる場合があります。

ただし、盛土安全推進室で当該図面を確認し、規制対象の可能性があると判断した場合には、協議をお願いする場合がありますので御留意ください。

1

セルフチェック

盛土規制法の許可対象規模の表(表面)をセルフチェック

2

図面に明記

以下の文言を図面に記載

3

農地転用許可申請書に添付

2の図面を農地転用許可申請書に添付

<図面に記載する事項>

今回の農地転用許可申請に当たり、以下の①から⑦のいずれの工事も行いません。

○土地の形質の変更(盛土・切土)

- ①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの
- ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)
- ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)
- ⑤30cm超の盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)

○一時的な土石の堆積

- ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの
- ⑦30cm超の土石の堆積で、最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの

メール文例

送信

差出人:

宛先

morido@pref.gunma.lg.jp

【事前相談】〇〇(市・町・村)における農地転用事業に係る盛土規制法の事前相談

以下のとおり事業実施予定ですので、盛土規制法の規制対象に係る確認をお願いします。

- ① 事業者名 : 〇〇県〇〇市〇〇
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
- ② 用途 : 〇〇用地
- ③ 事業地 : 〇〇(市・町・村)大字〇〇〇〇番地 他〇筆
- ④ 事業面積 : 〇㎡
- ⑤ 事業期間(予定): 令和〇年〇月〇日着工～令和〇年〇月〇日完了
- ⑥ 農地転用許可申請の進捗状況: 令和〇年〇月〇日までに申請予定。



位置図.pdf



図面.pdf

○ 盛土規制法に係る問い合わせ先

<部署> 群馬県県土整備部建築課 盛土安全推進室盛土安全推進係

<電話> 027-898-3941又は3942 <メール> morido@pref.gunma.lg.jp <FAX> 027-221-4171

※ 農地転用に係る問い合わせは、所管する農業委員会までお願いします。

作成: 群馬県農政部
農業構造政策課
(TEL 027-898-2772)